

1. 件 名 : 「リサイクル燃料貯蔵株式会社によるリサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可に係る申請等に関する面談」

2. 日 時 : 令和2年12月10日(木) 16時30分～18時00分

3. 場 所 : 原子力規制庁 10階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

長谷川安全規制管理官、古作企画調査官、石井企画調査官、尾崎安全審査専門職

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役 リサイクル燃料備蓄センター長 他14名

5. 要旨

(1) リサイクル燃料貯蔵株式会社(以下「事業者」という。)から、今後の設工認申請等の方針について配布資料に基づき説明があった。

(2) 規制庁から、主に以下の点について指摘した。

- ・ 設工認申請については、分割して申請する場合でも、初回申請時に基本設計方針を含む全体の申請内容について記載すること。また、一連の設備として基準適合性を説明する必要がある場合には、同じ分割申請にまとめること。
- ・ 申請書の記載内容については、他施設での設工認申請に係る検討状況を参考に作業を進めること。
- ・ 金属キャスクのタイプの変更に当たっては、変更点を明確にすること。
- ・ 使用前事業者検査については、金属キャスク製造時からの一連の検査の結果を効果的に活用することも含め、各段階で必要な検査の考え方を整理したうえで同申請において実施方針を明確にすること。
- ・ 既認可(第1回申請分)に基づく工事の使用前検査の扱いについて、同検査実績を活用する場合には当該検査の申請は取り下げず、日本原燃再処理施設と同様に対応すること。

(3) 事業者からは、上記の指摘を踏まえ検討を進めていくとの回答があった。

6. 配布資料

- ・ 設工認申請の手続き案について
- ・ (別紙) 設工認の申請方法について
- ・ 使用済燃料貯蔵施設の工事計画 (至近の工程) 及び事業開始までの工程